

【韓国】違法薬物に対する予防、取締り等を強化するための法改正

海外立法情報課 藤原 夏人

* 近年、韓国において麻薬等の違法薬物がまん延していることを受けて、違法薬物に対する予防、取締り等を強化するための法改正が相次いで実施された。

1 背景と経緯

近年、韓国において麻薬等の違法薬物¹のまん延が社会問題となっている。『2024 年麻薬類犯罪白書』によると、違法薬物に係る検挙数は 1999 年に初めて 1 万人を突破して以降、しばらく 1 万人前後で推移していたが、2010 年代後半から顕著に増加し始め、2023 年に初めて 2 万人を突破（27,611 人）した。2024 年の検挙数は前年より減少（23,022 人）したが、依然として高い水準にとどまっている²。

検挙数の増加の背景には、インターネット、SNS 等を利用した取引の増加があると指摘されており、とりわけ青少年への浸透が指摘されている³。また、2023 年 8 月には 20 代の青年が、薬物の影響により正常に運転できないおそれのある状態での車の運転（以下「薬物運転」）により交通事故を起こし、歩行者を死なせた「狎鷗亭（アックジョン）ロールスロイス事件」が発生し、薬物運転への対応を強化する必要性が提起された⁴。

違法薬物への対応を強化するため、2025 年 1 月 21 日に「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」⁵（以下「情報通信網法」）が、2025 年 4 月 1 日に「道路交通法」⁶及び「麻薬類の管理に関する法律」⁷（以下「麻薬類管理法」）が、相次いで改正された。

2 情報通信網法一部改正法律（法律第 20678 号、2025 年 7 月 22 日施行）

今回の法改正により、情報通信ネットワークを通じて流通させることが禁じられる情報に、新たに麻薬類管理法で禁止する麻薬類の使用、製造、売買又は売買のあっせん等に該当する内容の情報が追加された（第 44 条の 7 第 1 項第 6 号の 4）。また、放送通信委員会⁸が、情報通信サービス提供者又は（電子）掲示板管理・運営者に対し、当該情報の処理の拒否若しくは停止又は制限を命じることが可能となった（第 44 条の 7 第 2 項）。

なお、麻薬類に係る情報を違法に流通させた場合の罰則規定は、情報通信網法ではなく、麻薬類管理法に新設された（後述）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 9 月 8 日である。

¹ 韓国では、違法薬物（麻薬、向精神薬、覚せい剤等）は「麻薬類の管理に関する法律」で定める「麻薬類」（第 2 条第 1 項）として規制の対象となっている。

² 대검찰청[판] 『2024 마약류 범죄백서』 대검찰청, 2025, p.135. <<https://www.spo.go.kr/common/board/Download.do?bcIdx=1081464&cbIdx=1204&stFileNm=ac4e5f2c-4605-4989-a27b-ad9e7bfd4a88.pdf>>

³ 同上, 「발간사」, p.56. 2024 年は検挙者全体の約 35.5%（8,164 人）が 29 歳以下の青少年であった。同上, p.197.

⁴ 이채완 「[단독] 마약 운전의 폭주... 약물운전 사고 급증, 면허취소 4 년새 2 배로」 『동아일보』 2024.10.4. <<https://www.donga.com/news/Society/article/all/20241004/130152686/2>>

⁵ 「정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 (법률 제 20678 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

⁶ 「도로교통법 (법률 제 20864 호)」

⁷ 「마약류 관리에 관한 법률 (법률 제 20878 호)」

⁸ 「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」第 3 条に設置根拠を有し、大統領の下に設置される合議制機関。5 人の常任委員で構成され、放送・通信行政に関する事項を審議し、議決する。

3 道路交通法一部改正法律（法律第 20864 号、2026 年 4 月 2 日施行）

今回の法改正により、薬物運転が疑われる運転者に対して警察官が薬物検査をするための根拠規定が新設される（第 45 条第 2 項）とともに、薬物運転をした場合（薬物検査を拒否した場合を含む。）に運転免許を取り消す条項が新設された（第 93 条第 1 項第 4 号及び第 4 号の 2）。あわせて、薬物運転（薬物検査を拒否した場合を含む。）に係る運転免許の欠格期間（2～5 年）に係る条項も新設された（第 82 条第 2 項第 3 号、第 5 号及び第 6 号）。

また、法改正前は、薬物運転をした場合は 3 年以下の懲役又は 1 千万ウォン⁹以下の罰金が科されていたが（旧第 148 条の 2 第 4 項）、法改正により罰則が強化され、薬物運転をした場合（薬物検査を拒否した場合を含む。）は 5 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金が科されることとなった（第 148 条の 2 第 5 項及び第 6 項）。

さらに、薬物運転（薬物検査を拒否した場合を含む。）で罰金以上の刑が確定してから 10 年以内に再び同様の違反をした者に対する加重処罰（薬物運転の場合は 2 年以上 6 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以上 3 千万ウォン以下の罰金、薬物検査を拒否した場合は 1 年以上 6 年以下の懲役又は 500 万ウォン以上 3 千万ウォン以下の罰金）に係る条項も新設された（同条第 4 項）。

4 麻薬類管理法一部改正法律（法律第 20878 号、一部条項を除き 2025 年 7 月 2 日施行）

今回の法改正による改正事項は多岐にわたっているが、主な改正点は以下の 3 点である。

（1）予防及び管理の強化

国務総理¹⁰が関係省庁の計画を取りまとめて 5 年ごとに策定する「麻薬類管理基本計画」に、違法薬物の誤用及び濫用の予防並びに中毒者の管理に関する事項を含めることとなった（第 2 条の 3）。あわせて、食品医薬品安全処長¹¹が、薬物中毒者の再犯防止、薬物中毒からの回復、正常な日常生活の維持等のために必要な支援を行うことが明記された（第 51 条の 2 第 1 項）。食品医薬品安全処長は、薬物中毒者を体系的かつ効率的に保護し、支援するための「麻薬類中毒者管理システム」の構築及び運営をしなければならない（同条第 4 項）。

（2）違法薬物に係る情報の流通及び誘引・勧誘の禁止

違法薬物に係る禁止行為（製造、輸出入、売買、売買のあっせん、所持、使用等）に関する情報を他人に知らせ、又は掲示する行為全般が禁じられた（第 3 条第 12 号、ただし予防等の公益を目的とする場合を除く。）。違反した場合は 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金が科される（第 62 条第 1 項第 5 号）。また、他人に違法薬物の投与、吸引又は摂取を誘引し、又は勧誘する行為も禁止された（第 3 条第 13 号）。これに違反した場合は、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金が科される（第 63 条第 1 項第 17 号）。

（3）下水を活用した違法薬物の使用実態調査結果の公表

法改正前は、食品医薬品安全処長に対し、下水を活用した「下水疫学麻薬類行態調査」¹²を毎年実施することが義務付けられていたが、法改正により、調査の実施だけでなく結果の公表も義務付けられた（第 51 条の 7 第 1 項）。

⁹ 1 ウォンは約 0.11 円（令和 7 年 9 月分報告省令レート）。

¹⁰ 国務総理は、大統領を補佐し、行政に関して、大統領の命を受けて行政各部を統括する（大韓民国憲法第 86 条）。

¹¹ 食品医薬品安全処の長。食品医薬品安全処は「政府組織法」第 25 条に設置根拠を有し、国務総理の下に置かれる中央行政機関であり、食品及び医薬品の安全に関する事務を所管する。

¹² 全国の下水処理場で採取した試料（違法薬物の残留成分が含まれた下水）を分析し、どの地域で、どの種類の違法薬物が、どの程度使用されたかを推定する調査。